

(抜粋)

保医発 0930 第 7 号
令和 4 年 9 月 30 日

地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公印省略)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について

今般、特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件(令和4年厚生労働省告示第306号)が公布され、令和4年10月1日から適用されること等に伴い、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和4年10月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添1 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日保医発0304第1号)の一部改正について

❌ 別添2 「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部改正に伴う特定保険医療材料(使用歯科材料)の算定について」(令和4年3月4日保医発0304第10号)の一部改正について

別添3 「特定保険医療材料の定義について」(令和4年3月4日保医発0304第12号)の一部改正について

(参考：新旧対照表)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料料）の算定について」
（令和4年3月4日保医発 0304 第10号）の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行
(別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき)) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 <u>77 点</u> ロ 小白歯・前歯 <u>48 点</u> (2) (略) 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復 (1 個につき) 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>1,040 点</u> (2) 4分の3冠 <u>1,300 点</u> 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>418 点</u> b 複雑なもの <u>774 点</u>	(別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき)) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 81 点 ロ 小白歯・前歯 50 点 (2) (略) 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復 (1 個につき) 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの 1,052 点 (2) 4分の3冠 1,315 点 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの 447 点 b 複雑なもの 826 点

ロ 5分の4冠	<u>974点</u>	ロ 5分の4冠	1,039点
ハ 全部金属冠	<u>1,225点</u>	ハ 全部金属冠	1,308点
(2) 小臼歯・前歯		(2) 小臼歯・前歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>285点</u>	a 単純なもの	304点
b 複雑なもの	<u>566点</u>	b 複雑なもの	604点
ロ 4分の3冠	<u>700点</u>	ロ 4分の3冠	747点
ハ 5分の4冠	<u>700点</u>	ハ 5分の4冠	747点
ニ 全部金属冠	<u>877点</u>	ニ 全部金属冠	936点
3 銀合金		3 銀合金	
(1) 大臼歯		(1) 大臼歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>22点</u>	a 単純なもの	23点
b 複雑なもの	<u>38点</u>	b 複雑なもの	40点
ロ 5分の4冠	<u>50点</u>	ロ 5分の4冠	52点
ハ 全部金属冠	<u>61点</u>	ハ 全部金属冠	64点
(2) 小臼歯・前歯・乳歯		(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	14点	a 単純なもの	14点
b 複雑なもの	<u>29点</u>	b 複雑なもの	30点
ロ 4分の3冠(乳歯を除く。)	<u>35点</u>	ロ 4分の3冠(乳歯を除く。)	36点
ハ 5分の4冠(乳歯を除く。)	<u>35点</u>	ハ 5分の4冠(乳歯を除く。)	36点
ニ 全部金属冠	<u>45点</u>	ニ 全部金属冠	47点
M010-2 (略)		M010-2 (略)	
M010-3 接着冠(1歯につき)		M010-3 接着冠(1歯につき)	
1 金銀パラジウム合金(金12%以上)		1 金銀パラジウム合金(金12%以上)	
(1) 前歯	<u>700点</u>	(1) 前歯	747点
(2) 小臼歯	<u>700点</u>	(2) 小臼歯	747点

(3) 大白歯	974 点	(3) 大白歯	1,039 点
2 銀合金		2 銀合金	
(1) 前歯	35 点	(1) 前歯	36 点
(2) 小臼歯	35 点	(2) 小臼歯	36 点
(3) 大白歯	50 点	(3) 大白歯	52 点
M010-4 根面被覆 (1 歯につき)		M010-4 根面被覆 (1 歯につき)	
1 根面板によるもの		1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大白歯	418 点	イ 大白歯	447 点
ロ 小臼歯・前歯	285 点	ロ 小臼歯・前歯	304 点
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
イ 大白歯	22 点	イ 大白歯	23 点
ロ 小臼歯・前歯	14 点	ロ 小臼歯・前歯	14 点
2 (略)		2 (略)	
M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)		M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)	
1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	1,092 点	1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	1,166 点
2 銀合金を用いた場合	99 点	2 銀合金を用いた場合	103 点
M011-2~M016-3 (略)		M011-2~M016-3 (略)	
M017 ポンティック (1 歯につき)		M017 ポンティック (1 歯につき)	
1 鋳造ポンティック		1 鋳造ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大白歯	1,411 点	イ 大白歯	1,505 点
ロ 小臼歯	1,062 点	ロ 小臼歯	1,134 点
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
大白歯・小臼歯	49 点	大白歯・小臼歯	51 点
2 レジン前装金属ポンティック		2 レジン前装金属ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	
イ 前歯	848 点	イ 前歯	905 点
ロ 小臼歯	1,062 点	ロ 小臼歯	1,134 点
ハ 大白歯	1,411 点	ハ 大白歯	1,505 点

(2) 銀合金を用いた場合		(2) 銀合金を用いた場合	
イ 前歯	<u>63 点</u>	イ 前歯	65 点
ロ 小臼歯	<u>63 点</u>	ロ 小臼歯	65 点
ハ 大臼歯	<u>63 点</u>	ハ 大臼歯	65 点
M017-2～M019 (略)		M017-2～M019 (略)	
M020 鑄造鉤 (1 個につき)		M020 鑄造鉤 (1 個につき)	
1 14カラット金合金		1 14カラット金合金	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	<u>1,348 点</u>	イ 大・小臼歯	1,363 点
ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,096 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	1,109 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大臼歯	<u>1,096 点</u>	イ 大臼歯	1,109 点
ロ 犬歯・小臼歯	<u>842 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	852 点
ハ 前歯 (切歯)	<u>648 点</u>	ハ 前歯 (切歯)	656 点
2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	<u>1,128 点</u>	イ 大・小臼歯	1,204 点
ロ 犬歯・小臼歯	<u>882 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	941 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大臼歯	<u>774 点</u>	イ 大臼歯	826 点
ロ 犬歯・小臼歯	<u>673 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	718 点
ハ 前歯 (切歯)	<u>624 点</u>	ハ 前歯 (切歯)	666 点
3 (略)		3 (略)	
M021 線鉤 (1 個につき)		M021 線鉤 (1 個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 14カラット金合金		2 14カラット金合金	
(1) 双子鉤	<u>645 点</u>	(1) 双子鉤	652 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)	<u>498 点</u>	(2) 二腕鉤 (レストつき)	504 点
M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき)		M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき)	

<p>1 鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合</p> <p>(1) 前歯 <u>312 点</u></p> <p>(2) 犬歯・小臼歯 <u>337 点</u></p> <p>(3) 大臼歯 <u>387 点</u></p> <p>2 (略)</p> <p>M021-3 磁性アタッチメント（1 個につき）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料料（1 歯につき） キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。)</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）</p> <p>イ 大臼歯 <u>774 点</u></p> <p>ロ 小臼歯・前歯 <u>566 点</u></p> <p>(2) 銀合金</p> <p>イ 大臼歯 <u>38 点</u></p> <p>ロ 小臼歯・前歯 <u>29 点</u></p> <p>(キーパー)</p> <p>1 個につき 233 点</p> <p>M023 バー（1 個につき）</p> <p>1 鋳造バー</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） <u>1,808 点</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>M030 (略)</p>	<p>1 鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合</p> <p>(1) 前歯 333 点</p> <p>(2) 犬歯・小臼歯 359 点</p> <p>(3) 大臼歯 413 点</p> <p>2 (略)</p> <p>M021-3 磁性アタッチメント（1 個につき）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料料（1 歯につき） キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。)</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）</p> <p>イ 大臼歯 826 点</p> <p>ロ 小臼歯・前歯 604 点</p> <p>(2) 銀合金</p> <p>イ 大臼歯 40 点</p> <p>ロ 小臼歯・前歯 30 点</p> <p>(キーパー)</p> <p>1 個につき 233 点</p> <p>M023 バー（1 個につき）</p> <p>1 鋳造バー</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） 1,930 点</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>M030 (略)</p>
--	--